

府 共 第 8 9 9 号  
平成17年12月26日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎

男女共同参画基本計画の変更について（諮問）

男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）の全部を変更するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項及び第5項の規定に基づき、別添「男女共同参画基本計画（案）」について、貴会議の意見を求める。